

青森県報

第二千四百六十一号

平成十七年
四月四日
(月曜日)

目次

告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (水産振興課) …… 一
公有水面埋立ての免許…………… (漁港漁場整備課) …… 一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出…………… (経営支援課) …… 二
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定…………… (農村整備課) …… 三

出先機関

土地改良事業の工事の完了…………… (三戸地方農林水産事務所) …… 三
公安委員会…………… (三戸地方農林水産事務所) …… 三

青森県少年指導委員の委嘱…………… (少年課) …… 四

告 示

青森県告示第三百十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	名加入区 称の	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
白糠	下北郡東通村大字白糠字浜通一三四番地	東 田 義 廣	平成十七年四月四日から同月十八日まで	白糠漁業協同組合
	下北郡東通村大字白糠字向流下一番地	遠 山 一 雄		
	下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三番地二	伊 勢 田 啓 吉		
小田野沢	下北郡東通村大字小田野沢字南通四一番地	川 端 幸 三 郎	平成十七年四月四日から同月十八日まで	小田野沢漁業協同組合
	下北郡東通村大字小田野沢字浜通七番地	二 本 柳 勝		
	下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五番地三四二	川 口 克 忠		

青森県告示第三百十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十七年三月二十五日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十七年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島二丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二五の一七、二五の一八、二五の一九、二五の二〇、二五の二一、二五の二二、二五の二三、二五の二四、二五の二五、二五の二六、二五の二七、二五の二八及び二五の二九の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 青森市大字六枚橋字磯打一〇番六に設置された金属鉄（北緯四〇度五五分五二・三秒、東経一四〇度三九分五三・二秒）から六度三七分二〇八・八一メートルの地点

の地点 の地点から七三度三三分九八・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一六三度三三分一五〇・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から七三度三三分一・九〇メートルの地点

の地点 の地点から一六三度三三分四・七三メートルの地点

の地点 の地点から二五三度三三分一五・六〇メートルの地点

の地点 の地点から一六三度三三分〇・六七メートルの地点

の地点 の地点から二五三度三三分八四・四〇メートルの地点

の地点 の地点から三三〇度二六分三五・八九メートルの地点

の地点 の地点から七〇度四三分一二・九四メートルの地点

の地点 の地点から三四〇度一〇分七九・二二メートルの地点

の地点 の地点から二五〇度一〇分一三・九七メートルの地点

3 面積

一三、四二一・三六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二五の一四、二五の一、一九の一、二五の一七、二

五の一八、二五の一九、二五の二〇、一四、一五、二五の二二、二五の二三、二五の二四、二五の二五、二五の二六、二五の二七、二五の二八、二五の二九及び二五の四〇の地先公有水面

2 区域

次のa地点からkの地点まで順次直線で結んだ線及びkの地点とaの地点を結んだ線により囲まれた区域

aの地点 青森市大字六枚橋字磯打一〇番六に設置された金属鉄（北緯四〇度五五分五二・三秒、東経一四〇度三九分五三・二秒）から〇度五一分二三七・一五メートルの地点

bの地点 aの地点から七三度三三分一八九・七二メートルの地点

cの地点 bの地点から一二九度三六分一五六・六〇メートルの地点

dの地点 cの地点から一九三度三三分二七・五二メートルの地点

eの地点 dの地点から二五三度三三分一六七・二二メートルの地点

fの地点 eの地点から三四〇度一〇分一五・一〇メートルの地点

gの地点 fの地点から二四〇度一分二九・五三メートルの地点

hの地点 gの地点から三三七度五九分五五・五二メートルの地点

iの地点 hの地点から三四〇度二分一二・〇七メートルの地点

jの地点 iの地点から三三六度五四分一一・六一メートルの地点

kの地点 jの地点から三四〇度一五分三二・三五メートルの地点

3 面積

五五、一一七・四一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
ユニバース十和田穂並町店 十和田市穂並町六の一	パワーズU十和田店 十和田市穂並町六の一	平成 一七・三・七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一外一者

四 届出年月日

平成十七年三月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年四月四日から同年八月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年八月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、白山溜池土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月五日から同年五月六日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年四月四日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農地災害復旧事業 六五・一	南郷村	平成一七・三・一四
十六年災農業用施設災害復旧事業 六五・一〇一	"	一七・二・一六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二條第一項の規定により平成十七年四月一日少年指導委員を委嘱したため、同規則第二條第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年四月四日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

氏 名	住 所	活 動 区 域
藤田 博史	青森市安方二丁目三番一九号	青森市のうち、青森駅前周辺（安方一丁目、安方二丁目、新町一丁目、新町二丁目、古川一丁目、古川二丁目、古川三丁目、柳川一丁目及び篠田一丁目）、本町周辺（長島一丁目、長島二丁目、長島三丁目、長島四丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町
榑引 鐵男	青森市金沢三丁目八番二〇号	
相馬 禮二	青森市港町二丁目三番二三号	

古川 幸一	青森市本町二丁目五番一号	三丁目、本町四丁目、本町五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、橋本一丁目、橋本二丁目及び橋本三丁目）及び堤町周辺（青柳一丁目、青柳二丁目、堤町一丁目及び堤町二丁目）の区域
鳴海喜久雄	青森市桂木三丁目一九番一〇号	
肴倉 純子	青森市安方二丁目六番二二号	
中村 隆英	青森市安方二丁目一六番三三号	
田野 範子	青森市柳川一丁目二番一一号	
鎌田美代子	青森市本町三丁目二番三三号	
竹内 祥夫	青森市青柳一丁目二番八号	
工藤美智子	青森市橋本一丁目二番八号	
金橋 誠	青森市大字横内字亀井二二番地二	
加藤 庄三	青森市栄町一丁目八番二二号	
工藤 武男	八戸市城下四丁目六番二二号	八戸市のうち、本八戸駅前周辺（内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、掘端町、窪町、番町、馬場町及び常海町）及び長横町周辺（堤町、廿三日町、十三日町、三日町、八日町、十八日町、十六日町、寺横町、大工町、鍛冶町、六日町、朔日町、十一日町、柏崎一丁目九番、柏崎二丁目一番、鳥屋部町、鷹匠小路、長横町、
勝田ひとみ	八戸市吹上四丁目五番一五号	
今井 信明	八戸市城下四丁目二番五号	
月館 テ工	八戸市大字石手洗字一本木二番地五	

立石 眞樹 一六	野呂 秋江 番地六	對馬 和子	白川 貴久 地三	木田 智行 番地一四	白戸けい子 一	稲垣 邦廣 号	若宮 健悦 号	植村謹司郎 号	西川 正男 号	黒澤 宗男 号	平山 高光 号	佐々木睦生 号	工藤 良弥 号
弘前市大字新寺町六二番地	弘前市大字城東北二丁目一	弘前市大字松森町三番地一	弘前市大字野田二丁目六番	弘前市大字南城西二丁目七	弘前市大字銅屋町七七番地	八戸市根城二丁目一五番五	八戸市城下二丁目一番一六	八戸市内丸二丁目一番二八	八戸市吹上二丁目一番二四	八戸市城下一丁目七番九号	八戸市吹上五丁目六番一九	八戸市城下二丁目四番一四	八戸市吹上六丁目一番三三
岩泉町及びび類家) の区域													
弘前市のうち、弘前駅前周辺(駅前町、表町、駅前二丁目、駅前一丁目、駅前三丁目、大町二丁目、大町一丁目、大町三丁目、南大町一丁目、南大町二丁目、楮町及びび代官町)、鍛冶町周辺(親方町、鍛冶町、新鍛冶町、南川端町、北川端町、桶屋町、銅屋町及びび本町)、土手町周辺(土手町一五番地から一七九番地まで及びび一番町)、百石町周辺(百石町、百石町小路、元寺町小路及びび東長町)及びび城東周辺(城東北三丁目、城東北四丁目、高崎二丁目、末広二丁目													

高橋 鉄造	加藤 治郎	喜多山敏博	工藤 進	三上 文世	五十嵐奈津子	奈良富喜子	富士千恵穂	長谷川才子
むつ市上川町五番四七号	黒石市大字乙徳兵衛町一番地	中津軽郡岩木町大字植田字山下一番地一	弘前市大字富田町一二三番地	弘前市大字清水森字沼田六〇番地	弘前市大字清原一丁目九番地五	弘前市大字富田三丁目九番地八	弘前市大字城南一丁目四番地一五	弘前市大字御幸町一七番地八
末広二丁目、高田二丁目及びび高田五丁目) の区域								
むつ市のうち、田名部駅前周辺(本町二番、四番、柳町一丁目二番、横迎町一丁目一番、田名部町一番から三番まで及びび五番から九番まで)及びび大湊新町(大湊新町三番、五番、六番、一四番から一七番まで、二〇番及びび二一番) の区域								
黒石市のうち、徳兵衛町周辺(甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横町、寺小路、横町二二番地及びび二四番地) の区域								

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭